

社会資本整備審議会河川分科会（第26回）

2007年5月11日（金）

【事務局】 定刻となりましたので、ただいまより第26回社会資本整備審議会河川分科会を開催いたしたいと思います。

私、事務局を努めます〇〇でございます。よろしくお願い申し上げます。

まず、初めに、本日の委員の出席状況でございますけれども、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員はご都合によりご欠席でございます。それと、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員はおくれてお越しになられるということでございます。分科会委員総数の3分の1以上に達しておりますので、本分科会が成立していることをご報告申し上げます。

引き続きまして、お手元に配付しております資料の確認をお願いいたします。議事次第、委員名簿、座席表が2枚、資料目次でございます。あわせてごらんいただくとありがたいんですが、資料の中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方についての関係の資料が資料1-1、骨子（案）というものです。それから、説明資料といたしまして1-2、参考資料1-3となっております。

それから、2つ目のテーマでございます馬淵川と庄川の河川整備基本方針の関係でございますけれども、整備基本方針（案）の概要が資料2でございます。小委員会報告が資料3でございます。それから、それぞれ馬淵川の基本方針が資料4-1、庄川が4-2でございます。それから、工事実施基本計画と整備基本方針の対比表が5-1と5-2となっております。それから、その他といたしまして、今後審議していく予定でございます相模川、阿賀野川、宮川、この3水系の基本方針の策定についてということで資料6となっております。

資料に不備がございましたならば、事務局にお申しつけいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、先立ちまして、〇〇からごあいさつを申し上げます。

【事務局】 委員の先生方にお忙しいところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

きょうは、主な議題としまして2つ用意させていただいておりますが、まず前半で、今

年は、いわゆる中期計画を策定する年になっておりまして、その計画を策定するに当たりまして、どういう方向で河川整備をしていったらいいかという骨太の方針を出していただくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。これまで、今回を入れますと4回の審議でございまして、あと1回、予定しておりまして、その中でまとめていただければと思ひております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

2つ目のテーマは、河川整備基本方針の策定でございまして、先日ご審議いただきまして、本日告示されました球磨川水系を含めまして、現時点で68の水系の方針ができ上がっております。全体で109ございますから、大体半分を超えて6割ぐらいになっているというところでございます。6割以上超えたということでございます。きょうご審議いただきますのは、馬淵川水系と庄川水系のこの2本の方針の策定でございまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ちなみに二級水系でございまして、全国で2,723本ございますが、河川法が平成9年に改正されて10年経過して、今の時点と申しますか、平成18年5月1日時点で309本でございまして、1割をちょっと超えたところで今とまっているということでございまして、少し気合を入れて、一級水系につきましても、二級水系につきましてもやっぴいかなきゃいけないのかなど。よろしくお願ひしたいと思ひます。きょう、この2本が主なテーマでございまして、よろしくご審議のほどお願ひいたします。

**【事務局】** それでは、〇〇分科会長、よろしくお願ひ申し上げます。

**【分科会長】** それでは、委員の皆様方には、ご多用のところご出席いただきまして、ありがとうございます。早速、議事に入りたいと思ひます。

初めの議題は、中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方、新5計の問題でございまして。本件については、去る19年4月3日の当分科会において、各委員の方々から今後の治水対策の目指す方向について自由にご意見をいただいたところであり、今回は4回目の審議となりますので、今後の治水対策のあり方についての骨子（案）についてご審議をお願ひしたいと思ひます。

それでは、事務局からご説明をお願ひします。

**【事務局】** 事務局を担当しております〇〇でございまして、お許しをいただきまして、座ってご説明をさせていただきます。

私のほうからは資料1-1、中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方についての骨子（案）、これについてご説明をさせていただきますが、それに先立ちまして、前回、

各委員から何点かご指摘をいただきました。それらにつきまして担当の課からご説明をさせていただきます。環境に関する事項につきましては、〇〇、それから、その他につきましては〇〇のほうからまず説明をさせます。よろしくお願いします。

【事務局】 事務局の〇〇でございます。

それでは、お手元、A3の資料1-2につきまして、まず、河川環境に関する前回の指摘等につきましてご説明をさせていただきます。

表紙をめくっていただきまして、まず1ページからでございます。前回、治水と環境の調和について考えながらやっていくべきではないかというお話がございました。前回の資料にもございましたけれども、多自然型川づくりということで、河川改修にあわせて河川の環境、自然環境復元、保全するような取り組みを平成2年よりモデル的に進めてまいっているところでございますが、このページの左下でございますように、まだまだ課題の残る川づくりも見られるということで、昨年度、レビュー委員会でご提言等もいただきまして、今後とも課題の残る川づくりをなくす、あるいは全体的に水準を向上させるということで、取り組みを徹底していくということが必要ではないかと考えてございます。

また、同じく次のページでございますけれども、自然環境の再生ということで、左には釧路湿原の自然再生、右側には円山川の自然再生ということで事例を紹介してございます。両河川におきましては、さまざまな地域の関係者の方々が一体となりまして、釧路湿原の保全、再生、あるいはコウノトリの野生復帰のための地域の自然再生ということが取り組まれてございます。河川部局といたしましても中心的な役割を担うべく積極的に取り組んでいるところでございまして、このような地域にとって関心の高い自然再生につきましても重点的に進めていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

また、1枚めくっていただきましてダムの関係でございますが、治水、利水のためにダムは洪水調節という目的でつくられますが、その反省といたしまして、本来、河川が有している洪水のダイナミズムを失ってしまうという反作用が出てしまうということがございます。そのため下流の河川の環境が影響を受けるということで、それをできるだけ改善するための努力を、今、ダムの弾力的管理試験ということで進めてございます。左の下のほうでございますけれども、グラフがありまして、人工的に流況の変動をつくるような試みをしながら、下流の河川の環境を改善するような取り組みを進めているところでございます。このような取り組みも促進していく必要があるのではないかと考えてございます。

続きまして、また1枚めくっていただきまして4ページでございます。河川の環境につ

きましても目標を持って取り組んでいくべきではないかという、前回、ご指摘がございました。左の上のほうに河川整備基本方針の関係のご紹介がございますが、河川整備基本方針におきましても河川環境の整備と保全ということで、川ごとの特徴をとらまえた記述をさせていただいております。また、現場の川づくりも改修前の状況ですとか、昔の状況等考えながら、試行錯誤して河川の環境改善を図っているところでございます。

また、河川環境の1つの要素でございます水質につきましては、環境基準など定量的な具体的な目標を持って全国的な改善がなされているという状況もございます。また、右側のほうに諸外国のオーストラリア、イギリスの例を紹介してございますが、そういう河川環境の定量的な評価という取り組みも外国ではなされているということもございます。そういったこともございまして、右下のほうに書いてございますが、河川環境目標検討委員会という科学的な検討をしていただく場で学識者の方のご検討、ご議論もなされてきているところでございます。私どもとしまして、河川環境の整備と保全につきまして具体的な目標像を探るべく、今後とも検討を進めていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

続きまして、1ページめくっていただきますと、高水敷につきましても多自然、あるいは多機能な管理をしていくべきではないかというご指摘もございました。河川空間、特に高水敷につきましては上のほうにございますように自然な状況から人工的な状況、あるいは放置されたというようなさまざまな状況がございます。中ほどにありますように、多摩川の事例をご紹介してございますが、ゾーニングをいたしまして、特に生態系保持が重要な空間を定めるというような取り組みもなされてございます。このような形で高水敷につきましても利用状況を踏まえまして、自然環境の保全・再生等について積極的に取り組んでいく必要があるのではないかと考えてございます。

また、1枚めくっていただきまして関係機関と連携して取り組んでいくべきではないかというお話もございました。ここでは河川の上下流、あるいは流域との連動性についてご紹介をさせていただいておりますが、このページの右上のほうに川と流域、ここでは田んぼとの連続性ということでご紹介をしております。本来、川が氾濫して周辺の流域の湿地や田んぼとつながっていった環境を取り戻すというような取り組みもされ始めているところでございます。こういった流域との関係については、当然、関係機関との連携が重要でございまして、このような取り組みについてもさらに引き続き強化していく必要があるのではないかと考えてございます。

また、1枚めくっていただきますと、水・物質循環についての取り組みについても前回ご指摘があったところでございます。このページの上の段のほうでございますが、枯渇してしまった地域の湧水を取り戻すために市街地での浸透性を増すというような取り組みをして地下水を涵養するような取り組みもなされていることでございますし、また、物質循環に関連しますと、特にこの左下の欄、湖沼の事例を紹介してございますけれども、閉鎖性水域の改善がなかなか近年も進んでいないという状況もございます。こういった湖沼における水質の改善の取り組み、あるいは上流のダム貯水池の水質改善の取り組み、こういったことも進めているところでございます。このような物質循環に関する取り組みを総合的に取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

それから、8ページでございますが、今度は暮らし、あるいはまちづくりと河川、あるいは水辺との関係を深めていくべきではないかというご指摘に対してのご説明でございますが、ここにご紹介している幾つかの事例のように、地域のにぎわいであるとか、あるいは歴史文化と水辺や河川が一体となった整備を進めている事例もございます。また、上流の水源地域におきましても、地域の活性化に資するような周辺の整備に取り組んでいるところがございます。

またさらに1枚、次のページでございますけれども、この都市の中の水路の改善のために水を活用するというところで松江堀川の事例におきましてはお堀の水質の改善のため、あるいは右側の仙台市内の用水路、都市内の水路の水辺環境の整備のために川の水を枯渇している時期に流すというような取り組み、こういった都市内の水路、掘割の再生のための取り組みもされ、また、こういったための制度の整備も進めているところがございます。こういった地域のにぎわい、あるいは暮らしとの関係についても今後ともさらに取り組んでいく考えでございますし、また、次の10ページでございますけれども、そういったもののためには河川の利用について少し規制緩和なり、円滑化なりを考えていくべきではないかというようなお話もございました。

ここに、10ページにご紹介していますものは、都市再生プロジェクトの中で大阪、あるいは広島においてオープンカフェ等の利用に当たって社会実験を行って、地域のにぎわいを取り戻すような取り組みについてご紹介をさせていただいております。こういった地域のにぎわいを取り戻すための円滑な河川利用というものについてもさらに取り組んでいく必要があると考えてございます。また、次の11ページでございますが、そういった河川は地域のにぎわいであったり、あるいは歴史、文化を知る場であったり、そういった

地域の方々の活動拠点、あるいはそういった情報を発信する場としての整備、あるいは取り組みを進めていくべきではないかということで、ここでは各地での拠点の整備であったり、あるいは地域の方々が活動しやすい場の整備だったりについてご紹介させていただいていますし、また、そういう拠点を結ぶ取り組みについてのご紹介もさせていただいています。このような地域の情報発信のための支援、こういったものについても今後とも積極的に取り組んでいく必要があるのではないかと考えてございます。

環境面につきまして、最後でございますけれども、12ページにつきましては、前回、川は遊び、あるいはいろいろなものを体験する場としても重要であるというようなご指摘もございました。現在、この資料の左にございますように、環境学習の場としての河川の整備であったり、関係機関の連携した取り組み、あるいは川で遊び学ぶとなりますと、どうしても安全面の問題もございます。そういった川で体験活動をされる団体の協議会ができてございまして、さまざまな指導者の育成等もされているところでございます。このような活動の支援についても、今後とも取り組んでいく必要があるのではないかと考えてございます。

駆け足でご説明をさせていただきましたけれども、前回のご指摘を踏まえて河川環境関係の取り組みについてご紹介をさせていただきました。

**【事務局】** ○○でございます。お許しをいただきまして、座って説明させていただきます。

それでは、あと残りますご指摘の点、3点ばかりございまして、順次ご説明をさせていただきます。資料の13ページでございます。前回までのご指摘の中で、これまでの河川整備を総括した上でこれからのあるべき姿を議論すべきではないか。これまでにどれだけの整備を行ってきて、どれだけの対策箇所が残っているんだと、そういうところを整理すべきだというご指摘がございましたので、そのあたりを今回整理しております。

まず13ページでございますが、戦後の治水事業の主な変遷をざっと簡単に整理をいたしました。一番上の流れでございますが、災害の流れ、それから、その後、下に治水事業の変遷、その一番下が法律の変遷ということで整理してございますけれども、戦後、カスリーン台風で代表されますように大規模な洪水が頻発いたしまして、これを受けまして、1960年には治山治水緊急措置法がございまして、それに基づきまして治水事業の5カ年計画が順次更新されてきたと。現在、それが社会資本整備重点計画に引き継がれているということでございます。

また、高度成長期を通しまして都市水害の問題が顕在化してまいりました。都市化に伴う中小河川整備というものが非常に大きな課題になってございましたし、それを受けて50年代には総合治水対策、現在では都市水害法もできまして流域一体となった治水対策が進められている。また、環境面で申しますと、水質汚濁の問題、あるいは河川敷の利用の問題等ございまして、1960年代から河川浄化事業とか、河道整備事業というものが創設をされて、現在、それが清流ルネッサンス、あるいは各種のモデル事業というふうに引き継がれてきている。1997年には河川法の改正がございまして、環境が目的規定として入ったということもございまして、近年では自然再生事業なり、そういう自然環境保全のための事業なんかも進められているという大きな流れになってございます。

次のページを見ていただきまして、治水事業五箇年計画の変遷についてまとめました。35年に第1次が始まりまして第9次まで、その後、社会資本整備重点計画に引き継がれているわけでございます。計画額、実施額と投資額の整理をいたしまして、その横に計画の概要及び重点事項、そのそれぞれの5カ年計画の中で重点的にやるべき目標を掲げてございます。第4次、第5次あたりでは都市河川の問題、あるいは土石流対策の問題が重点事項として挙げてございます。第7次になりますと、いよいよこのあたりで環境の問題、「うるおいとふれあいのある水辺環境の形成」というふうな重点項目が出てまいりましたし、第8次では超過洪水対策とか危機管理施策あたりが出てきた。時代に即応して目標を立ててやっているということでございます。

整備目標については、それぞれ掲げましたけれども、次の15ページを見ていただきまして、指標をつくりまして治水事業の整備状況を整理をしてきております。1985年までは河川の延長でどのぐらい整備されているかという割合を整理してございまして、大川、中小河川ということで整理をしております。1985年、第7次5カ年計画に当たりまして、指標の見直しをしております。氾濫防御率と注のところに書いてございますけれども、想定氾濫区域のうち、想定する降雨に対して安全が確保された面積の比率という指標に変えまして、その後、整理してございます。近年は大川、中小河川の区別をなくしまして、河川全体ということで整理してございますが、ごらんのとおり治水投資に伴って着実に整備の状況は上がってきている。現在のところ、河川全体で見まして氾濫防御率で6割程度のところまで整備が上がっているという状況でございます。

次のページをお願いします。このように治水投資をしておりますけれども、河川整備の現状はどうなっているか。着実に安全度が向上してまいりましたが、依然、必要箇所

が存在。これが四国の愛媛県の肱川というところの現状を整理したものでございます。流下能力図と書きましたけれども、川の中にどのぐらいの洪水流量を流せるかという図でございます。河口ゼロキロから20キロまでを整理してございますが、現在、目標としています赤線で書いているところが現在の目標流量でございます、赤で色を塗りましたところが目標流量に足りないところでございます。この部分を今後埋め合わせていくと。

河川整備計画というものをつくってございますけれども、おおむね30年間でこういうものを埋め合わせて安全度を確保していこうということを進めているところでございますけれども、前回までのいろいろな議論の中で社会情勢、あるいは自然の条件が変わってくる中で、今後の投資余力はどうなっていくのか、かなり不透明なところがございます。その中でこの整備を進めるに当たって、残された事業のうち、どの部分を重点的にやっていたらいいのかということが非常に大きな問題になっているということでございます。

次のページを見ていただきまして、という背景がございまして、河川事業につきまして、特に今後投資に余力が期待できます今後10年間に戦略的、重点的に実施すべき内容をしっかりと検討すべきではないか。それを中期的な計画ということで今後策定してまいりたいと考えております。策定の背景は、前回まででいろいろご説明しているとおりで、社会的、自然的条件が変化してきた、あるいは予算が非常に厳しい状態になっているという背景がありまして、今後10年間で特に戦略的、重点的に実施すべき内容を精査して提示してまいりたい。これを中期的な計画という形でまとめてまいりたいと考えてございます。

右のほうにイメージを書きましたけれども、こういう形で各河川ごとに、現在、安全度が確保されていない場所を明示いたした上で、10年間でやるべきところを明示していきたいと考えているところでございます。

次の18ページでございます。第2点目のご指摘事項でございます。前回までの議論の中で守るべきところを明確にしていこう、その中で国家レベルでの影響が生じるような、そういう災害は少なくとも防いでいこうじゃないかと。その1つとして、私ども大河川のゼロメートル地帯というものは、そういう箇所当たるのではないかとということでご説明をしてまいりましたけれども、国家レベルの影響ということについて、もう少しかみ砕いて議論すべきではないかというご指摘がございました。18ページは首都圏の荒川の低平地の地形を図示したものでございまして、荒川沿いに低平なゼロメートル地帯が広がっているという状況でございます。



次のページを見ていただきまして、この箇所にもどのような都市機能が集積しているのかというものを少し整理をしてみました。図は荒川の右岸側についてだけ、氾濫区域内のいろいろな都市機能について抽出をしたものでございます。特に鉄道とか地下鉄、あるいは首都高速道路、それから、一般国道、重要な交通インフラが集中しているということ。それから、経済の面で申しますと、東京証券取引所がございまして、また、大手町、あるいは丸の内を中心といたしまして、日本を代表するような企業の本社機能が集まっているということがございます。また、上下水道とか清掃工場、それから、災害時の拠点となる病院とか変電所、こういうものもたくさんございまして、こういう非常に重要な箇所になっているということがわかっていくと思います。

次のページを見ていただきまして、20ページでございます。こういうところが被災いたしますと、どういうふうな社会、経済活動に影響が及ぶか。まだ十分な分析がされてございませんでして、定性的な整理ということにとどまっておりますけれども、例えば人的被害、地下街なんかで閉じ込められて死者が出るだろう、あるいは行政とか経済の中核機能がやられてしまう。場合によっては美術館、文化施設、文化的な面でもダメージが出る。あるいは最近のインターネット基盤、そういうものが被災するとか、有害物質、危険物質、工場からそういうものが出ていってしまうとか、あるいは大量の廃棄物が発生する。

また、いろいろな知的財産、データの損失があるとか、先ほど申しましたように経済被害といたしましては、日本を代表する本社機能に支障が出る、あるいは金融の中核機能に支障が出る。そういうことが考えられるわけございまして、こういうところをきっちり今後10年の中で守っていかなければならないということではないかと考えております。

次のページをお願いいたします。最後、ご指摘の3点目でございますけれども、気候変動に伴うというお話をしてまいりました。IPCCの報告についてご紹介をまいりましたけれども、その報告の信頼度について少しご議論がございましたので、いま一度整理をさせていただいております。

21ページでございますが、IPCCの位置づけでございます。ご案内のこととは思いますが、いま一度確認の意味で掲げてございますけれども、地球温暖化防止施策に科学的な基礎を与えることを目的とした報告書であります。これにつきましては政策決定者の判断材料として、その機能を果たす。そういう性格のものでございます。我が国の関与につきましては、ページの下のところでございますようにIPCCの活動に対して、も

ちろん支援をしているところでございますけれども、国内にも報告書を執筆したり、あるいは査読する研究者がたくさんおられまして、そういう方に対しても積極的に支援を行っている。そういう形で我が国との関係も非常にあるということでございます。

次のページをめくっていただきますと、報告書の内容、前回までに第1作業部会、第2作業部会についてはご紹介を申し上げておりますが、このたび5月4日に第3作業部会の報告書が出ましたので、概略をご紹介申し上げます。

1970年から2004年までの間に温室効果ガスが約70%増加している。その中でもCO<sub>2</sub>が非常に大きな寄与をしているというふうなこと。それから、これを削減していくというためにどの程度の費用で、どの程度の削減が可能かということが具体的に数字で示されたということ。それから、経済に与える影響はどうかということで、一番最後のポツのところに書いてございますが、CO<sub>2</sub>換算で445から535ppmの間で安定させるというシナリオのもとに、2030年までにそういう対策を打つてくると、GDPで約3%の減少というふうなことが出るのではないかと。そのあたりの影響の評価がこの作業部会でなされたということでございます。

次のページ、最後、23ページでございます。前回以降、この気候変動の問題につきまして国内の研究者の方々、5名の方々なんですが、現在までにヒアリングを若干実施をしてまいりましたので、そのコメントをつけさせていただいております。おおむね皆様方、IPCCの報告、これはかなり信頼性が高いということを前提にお話をいただいているわけでございますけれども、このまま将来、人間活動が行われている以上、絶対に何かの対策を行っていかねばならない。それでなければ確実に増えるということであろうというふうなコメント。

あるいは、日本でもIPCCの報告は「激しい降水の頻度は増大」としてございますけれども、日本でもそういうことが確実に起こってくるんだというふうなこと。諸外国はそれに対して計画上、必要とする洪水を決めて、既に取り組みをやっている事例もあるぞというふうなこと。それから、技術レベルは十分予測計算するレベルに達しているということ。したがって、日本としてもしっかりとその辺の研究をやっていく必要があるのではないかとご指摘をいただいているところでございます。

参考までに23ページの下の方に、IPCCの報告ではございませんけれども、その他の研究成果ということで参考までに載せさせていただいておりますけれども、左下のほうでございますが、河川の流量がどう変化するかということで、青いほうが年間の流量が

増えてくるということをごさいます、我が国はおおむね増える方向のところにあるというようなこと。それから、右下のほうでございすが、時間雨量50ミリというものが、今後、温暖化が進むことによって、その頻度がどうなるかということを示したものでございすが、このまままいりますと日雨量50ミリの頻度というものが、現在の40ミリ程度の降雨と同じ頻度で生じる。したがいまして、大きな雨が降りやすくなるという定量的な計算結果が出ているということをごさいます。

以上でございす。

【事務局】 引き続きまして、〇〇でございすが、再び資料1-1のほうに戻っていただきまして、中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方についての骨子（案）、これについてご説明をさせていただきたいと思ひます。

前回にもこの骨子（案）、紹介をさせていただきまして、ご意見を踏まえましてバージョンアップさせていただいておひす。主に変更の箇所を中心にお話をさせていただきたいと思ひます。

まず1ページ目、基本的考え方でごさいますけれども、先ほど〇〇から過去の経緯等、説明がございしましたがけれども、そういったことについて書き加えさせていただいておひす。1枚めくっていただきまして2ページでございすけれども、河川環境についても従来記載がなかったところにつきまして、記載を加えてございす。

具体的な中身は3ページからになりますので、そちらのほうにまいりたいと思ひます。3ページでございすけれども、基本的方向性ということで1つ目に計画的・戦略的な治水対策の推進ということがございす。前回の意見を簡単に申し上げますけれども、これまで達成できたもの、できなかったものを整理、総括し、その上でやるべきことを選択し、重点化するという説明が必要ではないかというご指摘がございす。また、投資余力が限られる中、地域の合意が得られていない箇所については事業実施の優先順位を下げてもよいのではないかというご指摘もございす。また、環境に関する取り組みの記載が少ない。せめて環境目標の設定に努力するなどの具体的なことを盛り込むべきではないかというご指摘がございす。

こういったご意見を踏まえまして、今回、具体的な記載について書きかえてございすけれども、まず1点目でごさいます気候変動等新たな要因への対応ということで、ゼロメートル地帯の安全対策など、大災害を未然に防止、軽減するための予防的対策を重点的に実施するとしてございす。

2 点目に河川環境に関する目標像の明確化というのを加えさせていただきまして、河川環境の整備・保全に関する目標像を明確にするための検討を進め、真に環境目的を内在化した河川整備を推進するということを記載してございます。

3 点目でございますが、計画的・戦略的投資の推進ということでございますけれども、新規投資への余力が残された今後 10 年間に於いて、達成すべき安全・安心に関する目標を明確化し、計画的・戦略的に事業を進めるため、先ほど中期的な計画の説明をいたしましたけれども、具体的な事業実施箇所、実施内容及びその必要性を明示した中期的な計画を策定するとしてございます。また、この際、従来にも増して地域の状況等を確認し、事業が迅速に実施され、早期に効果が発現されるかといった観点から選択と集中に努めるといふふうに記載してございます。

1 枚めくっていただきまして 4 ページ、(2) の整備目標－重点化すべき分野－ということでございます。前回の意見でございますけれども、4 月 3 日の意見というところでございますが、今、気候変動についての説明をいたしましたけれども、気候変動に関しては IPCC の報告どおりに必ずしもなるとは限らないけれども、世界各国も尊重しており、対策もむだにならないのであるから、実施すべきというご意見がございました。また、気温が上昇した場合どうなるのかということ想像力を働かせて対策を実施すべきというご意見もございました。また、日本での研究成果も活用すべき、国が積極的に予算化し、主導的役割を果たすべきというご意見もございました。

また、その一方で、限られた予算の中で人命被害を防ぐことが最優先であり、そのための堤防の欠壊、ゼロメートル地帯への浸水を避けることが重要というご指摘がございました。また、これまでの治水事業は完成した姿を原点として議論してきたけれども、今後はすべては守れないということを前提とすべきである。予算の規模等から守れるところと守れないところを明確に示すべきというご指摘がございました。

それらを踏まえまして 1 枚めくっていただきまして、予防的対策の重視ということ 1 行目でございますが、少なくとも水害・土砂災害による人的被害を回避・軽減する対策を実施する。仮に被災したとしても、国民の生活や社会経済活動が深刻なダメージを受けることなく、持続可能となるよう国家レベル、地域レベルで守るべき機能を明確化し、重点的かつ集中的に対策を実施するとしてございます。

また、4 点目でございますが、河川本来の多様な機能の保全ということで、多自然型川づくりを基本として、瀬、淵、河岸、河畔林など多様な河川環境を保全する。その上で流

域との連続性の確保、流量変動の保全等により生物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・再生を図るとしてございます。また、景観への配慮だとか、地域の歴史・文化との調和、こういったことについても記載をしてございます。

1枚めくっていただきまして6ページ、(3)でございますけれども、前回の議論で国が果たすべき役割というのをしっかり明確化すべきというご意見がありましたので、こういう項目を立てて整理をいたしました。前回の意見でございますが、国の果たすべき役割について、事業のみならず法制面などで制度化することができないのかというご指摘がございました。また、災害が至るところで起こっているこういう中で、国と地方の役割分担において財政的な資源と人力、人的資源を国が管理するという必要があるということを確認に打ち出すべきだというお話もございました。また、中期的展望という意味では、国土保全、防災を支える技術者を将来どうするかということが重要というご指摘もございました。

こういったことを踏まえまして、1つ目でございますが、国の責務としての災害対策の実施ということで、水害・土砂災害から国民の生命と財産を守ることは国の基本的責務であり、大河川等の災害発生時の緊急的な対応や大規模な予防的対策は国が責任を持って実施するというふうに書かせていただいております。また、地球温暖化に伴い海面上昇や集中豪雨の激化が見込まれる中、財政的資源、人的資源を国が一元管理し、国の責任として災害対策を実施するとともに、大規模な災害をこうむった地域の復興、復旧に当たっても国が積極的に主体的な役割を果たすというふうにしてございます。

その下の項目ですが、専門的な人材・組織の育成、技術力の向上でございますけれども、その2つ目のポツでございますが、防災のみならず広く国土基盤の整備、管理に関する専門的な技術力を備えた人材・組織の確保・育成を国が主導し、産、学、官の連携のもとに進めるということを記載してございます。

7ページにまいりまして、主要な施策の展開ということでございますが、Ⅲ-1、気候変動等に備えた治水対策—予防的対策の重視—ということで、1点目でございますが、地域特性を重視した多様な手法の選択でございます。前回の意見でございますが、一番下の4月3日の意見ということでございますが、より多くの地元の建設業者等の協力が得られるよう、河川管理者からの呼びかけ、あるいは窓口の設置などの情報発信も必要ではないかというような、災害復興復旧に当たってのことでございますけれども、ご指摘がございました。また、土地利用規制等の施策について、制度、手続など具体的に記述すべきでは

ないかというお話もございました。

1枚めくっていただきまして、一番上でございますが、ある程度災害と共生するという姿勢はやむを得ない。浸水しやすい区域については、これを前提として生活を工夫する必要があるのではないかというようなご指摘もございました。こういったことを踏まえまして、1点目でございますが、ハード施設の整備による確実なストックの蓄積ということで、2点目のポツでございますが、気候変動に伴う海面の上昇に備え、国土保全の観点から海岸侵食対策を行うとともに、海岸や河口部の高潮堤防や河川下流部の堤防の強化対策の充実を図る。さらに最近、地震が多うございますが、地震や火山噴火に伴う大規模な土砂災害による被害を軽減するための施設整備を行う、こういったことを書かせていただいております。

また、2点目の地域特性に応じたハード対策の推進ということでございますけれども、連続堤防や洪水調節施設等の整備に加え、地域の状況に応じて道路等とも連携した輪中堤や二線堤の整備等の減災対策を進めるとともに、避難地・避難路の確保、流域における貯留・浸透等の流出抑制対策を推進するとしてございます。また、限界集落、これは65歳以上の高齢者の割合が50%以上の集落を指して言う言葉だそうですが、こういった限界集落の再編においては、水害・土砂災害による被害がその妨げともなり得ることから、輪中堤や宅地等のかさ上げによる整備、地域の防災拠点の保全等、地域の実情に合わせた対策を行うというふうにしてございます。

1枚めくっていただきまして9ページでございます。地域防災力の強化ということでございますが、災害時に地元建設業者が活動・協力しやすいよう、情報提供、協力の呼びかけ等を行うとともに、地元建設業者の持続的な協力体制を確保できるような環境の整備に努めるというふうにしてございます。また、土地利用・住まい方の転換ということでございますけれども、2点目の人口減少に伴い集約型都市構造への転換が予想されることから、住宅・都市政策と連携して災害対策を行い、前提となる安全・安心の確保に努めるとしてございます。

次、2点目、新たな維持管理システムの構築ということでございますけれども、1枚めくっていただきまして、前回の意見でございますが、既存の技術の問題点を明確化し、解決する努力も必要であるとか、維持管理を住民が行うことを前提として住民参加型の整備を行うことも検討すべきというご指摘もございました。そういったことを踏まえまして、既存ストックの長寿命化、効率的な維持管理という項目でございますけれども、河川施設

などの既存ストックの長寿命化を図るためにアセットマネジメントの考え方を導入し、予防的修繕や適切な更新を実施し、省力化・低コスト化を実現する。また、河川ごとに規模特性を踏まえ、必要となる管理内容、頻度を明確にした河川維持管理計画を作成し、効率的、効果的に維持管理を行うというようなことを記載させていただいております。

11ページでございますけれども、Ⅲ-2、水辺空間の多様な機能の重視ということで、環境に関する冒頭の説明とも関連いたしますけれども、自然豊かな河川空間の再生というようなことでございます。前回の意見では、先ほども申し述べましたけれども、環境に関する記載が少ない。環境目標の設定など、より具体的な記載をすべきではないかというご指摘や、土砂管理については砂利採取や海岸の突堤などの影響が大きく、これらの対策もあわせて行うべきというご指摘もございました。

また、川の持つ美しさ、自然環境の保全を前提条件として治水事業を実施すべきだとか、水循環の検討においては地下水、農業分野との連携が必要という意見がございました。これらを踏まえまして、動植物の生息・生育・繁殖する場の再生ということでございます。

1点目でございますが、多自然型川づくりを推進すること等により、河川が本来有する生物の生息・生育・繁殖の場の保全・再生を進める。また、上下流方向や流域との連続性の確保を進めるということを記載してございます。

2点目ですけれども、失われてきた河川の良い自然環境の再生を図るため、河川の自然再生事業を重点的・集中的に実施する。

3点目といたしまして、人工的な整備が行われている高水敷や水辺際部については、地域での利用状況等踏まえ、自然環境の保全・再生に努める。

4点目といたしまして、平準化された川の流況については、生物の生息・生育・繁殖環境を考慮し、川の持つ本来のダイナミズムを再生させるダムの弾力的運用等の取り組みを推進するというを記載してございます。

また、水・物質循環システムの再生ということでございますけれども、都市部における水・物質循環システムの健全化を図るため、都市の雨水浸透能力の増進による湧水群の保全・再生等の対策を実施し、うるおいのある都市環境を取り戻すというようなことや湖沼における水質汚染や水辺エコトーンの再生を実施し、総合的に湖沼やダム貯水池の水質改善に取り組むというのが挙げられてございます。

また、総合的な土砂管理による健全な土砂移動の回復ということでございますけれども、下から2行目でございますが、流砂系全体で目標を具体的に設定し、山地から海岸まで総

合的な対策を計画的に実施するというふうに書かせていただいております。

次の項目でございますが、地域の個性を育むうおいのあるまちづくり・地域づくりということでございます。前回の意見でまちづくり・地域づくりのために規制緩和、柔軟に行うべきだというご指摘がございました。また1枚めくっていただきまして、河川環境の整備に当たっては、実際に活動している人々の意見を取り入れるなど、いろいろ工夫することによりまして、住民や市民がかかわっていくきっかけが生まれるのではないかとというご指摘や掘割の再生・復元、こういったものも頑張っって取り組むべきではないかとというご指摘がございました。

それを踏まえまして3項目ございますが、美しい河川空間の再生が1つ目でございます。河川や都市内水路、かつての掘割等を地域のにぎわいや観光の拠点として活用する。そのために河川が地域活性化に重要な役割を有する中核的な都市において、地域の発意に基づきまして美しく歴史文化の香る質の高いかわまちづくりを推進するというふうに書いてございます。また、環境用水の導水等による新たな都市の水辺整備を進めるということも挙げさせていただいております。

2点目が地域と一体となった取り組みの強化ということでございますが、新たに川に学ぶ活動を通じて、川と人とのかかわりを再構築し、豊かな自然あふれる河川環境を育み保全するだとか、河川敷の占用許可の条件、判断基準を明示することにより河川の土地利用の円滑化を進め、地域と一体となったにぎわいのある河川空間を形成し、まちづくり、地域づくりを促進するというふうにしてございます。

また、更新期をとらえ、品格のある河川空間を再生するというところでございますが、都市部では高度成長期に整備したいろいろな施設が今後大量に更新時期を迎える。このタイミングを好機ととらえて、にぎわいの場として美しく品格のある河川空間を再生するという、そういう考え方で更新をしたらどうかということも書かせていただきました。

以上で骨子のご説明ですが、今後、本日ご説明した内容をベースに答申案を作成し、それから、社会資本整備重点計画を新たな計画として策定する作業に入っていくこととなります。

資料1-3というものをごらんいただきたいんですけども、社会資本整備重点計画に、きょうご議論していただいているこの骨子がどのように反映されていくかというところをご説明するペーパー、参考資料になってございます。資料1-3を1枚めくっていただきまして、現行と次期というのがございますけれども、平成15年から19年にかけての既



存の重点計画、これの重点目標や指標というのがございますけれども、今ご議論いただいている中で新たな指標を見出したり、新たな重点目標を見出すというようなことを考えてございます。また、重点整備の考え方、この後ろに3ページ以降につけてございますけれども、こういうような重点的な考え方というのに反映していこうと考えてございます。詳しい説明はダブりますので省略させていただきたいと思います。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明を基礎にしながら、自由にご意見、ご質問などお願いしたいと思います。どなたからでもどうぞ。順序は問いませんので、どこからでも結構だと思います。

どうぞ、〇〇委員。

【委員】 2度の議論に欠席して参加しなかったものですから、まとめの段階で気になる表現があります。資料1-1の上から2行目に、表題の副題として「安全・安心で美しい次世代型国土づくり」とありますが、この言葉は、もうこれで決まりなんですか。ずっとこれをつけていかなければいけないんでしょうか。

本文、ご説明の中で「安全・安心」という言葉が出てきたのは、その後の3ページの一番最後のところに、下から5行目の右のほうに「安全・安心」という言葉が出てきただけなんですけれども、何でこだわっているかといいますと、安全・安心とは何なのか。よくこういうことを、特に政治家の方など言われるんですけれども、安全と安心というのは全然違う概念であって、安全だから安心をしているというのだったらいいんですけれども、実は人間は安全でなくても安心はできるわけですね。そう思い込んでしまえば、あるいは危険を知らなければ安心できるわけですから。そういうことがないよという意味で、安全で安心できるという、そういう意味で安全・安心ということを言っているのかなと思って聞いていたんですが、もしそうだったら、幾らも文字数は要らないんですから、きちんとそうやって誤解を排除するようなことが必要なのではないかなというのが1点です。

それから、「美しい」という言葉がいろいろなところで出てくるんですけれども、美しいか、美しくないかというのは、これは人によって評価の物差しが違うわけですし、だれが見ても美しいとか、だれが見ても美しくないとか、そういうものをだれもが支持するというのは難しいかなというところで、あんまりこういう言葉を使わないほうがいいんじゃないかなというのが1つ。使ってもいいんですけれども、だれもが美しいと思えるような

ものを目指したいということなんだと思いますか、何か川が美しいというのはどういうのを言うのかというところで、時代によって評価の物差しとか基準が変わる。価値観が変われば変わるというところもあるのかなと思うものですから、引っかかる。

それからもう一つは、「次世代型国土」とは何ぞやという。わざわざこういう言葉を使わなくてもいいのではないかという気がするんですが、もしこの1行がもうフィックスして動かさないというのでしたら、過去の議論に参加しないで今ごろ何だと言われれば、それで引き下がりますけれども、まだ変える余地があるというのだったら、ぜひご検討いただきたいなと思って発言しました。

【分科会長】 ありがとうございます。

フィックスじゃないでしょう、事務局のほう。

【事務局】 ただいまのご指摘でございますけれども、特段、フィックスしたものではございませんし、これからご指摘がありましたらいろいろなご意見を受け入れていきたいと思えます。ただ、政府全体のいろいろな施策の中で「安全・安心」とか、「美しい」とかいうのが、結構、最近使われているものですから、我々、ちょっとそういうところに流されて使ってしまったところがありまして、そういうご指摘だったかと思えますが、これからよく吟味していきたいと思えます。

【分科会長】 どうぞ、〇〇委員。

【委員】 「安全・安心で美しい国土」どこかで見たなと思うんですけれども、旧建設省時代の河川審議会的时候、私も参加していたんですけれども、たしかこんなのに近い表題で諮問を受けました。私も起草委員を頼まれて、それまでは無責任に聞いていたんですけれども、美しい国土って何なんだろうかと、そのとき3人の起草委員で議論しまして、美しいとは地域の人が決めるべきじゃないか。したがって、その地域の合意で、地域の皆さんがこれは美しいというのを美しいと決めましょうということで、意思決定の手続を少し細かく書いたつもりがあります。

ですから、そういうことを意図しているんだったら、地域の中の総意が——総意となるかどうかわかりませんが、その辺を計画づくりに反映させるんだということを当時はそういう定義に加えました。それがもし生きているのならそういうことにするのも筋道です。一般的にあんまり形容詞をこういうのに盛り込むのはわかりにくいというか、各人勝手に考える可能性はあるので注意したほうがいいと思えます。

【分科会長】 ありがとうございます。

これ、私もまた発言しちゃうとおかしいけれども、国土形成計画法ができて全国計画の動きが出てきて、あちらのほうでは法文、つまり、法律の文章なり、あるいはできつつある全国計画のほうで、その形容詞に当たる部分ですね。何かヒントがありますか。直ちにでなくても結構です。その辺の関係も今後出てきそうな気がしますので、いずれにせよ、今後検討することにしましょう。

では、ほかのことでいかがでしょうか。どうぞ、〇〇委員。

【委員】 前回は大分興奮しまして、はしたないことを申し上げまして、議事録を読んだら非常に恥ずかしくなって、屁の役にも立たないとか、非常に汚い、下品な言葉があって反省しておりますが、それにもかかわらず3ページのところで河川環境に関する目標像の明確化を挙げていただいて大変ありがとうございました。事務局のご努力に感謝いたします。

さて、今度は興奮しないで冷静に読んでみましたら気がついたことがあるんですが、今、国家レベルで環境問題は何かというと、ここに挙がっている1つは気候変動、IPCCに代表される気候変動の問題で、もう一つありまして、それは生物多様性保全の国家戦略だと思うんですね。この中にIPCCのことは非常に強く書かれているんですが、今、私が申し上げた生物多様性保全の国家戦略について河川環境で何の責任を果たすのかというのがちょっと書き足りないような気がして、この期に及んでそういうことを言うのは申しわけないんですが。

私なりにどこを変えたらいいのかなと思ったんですが、例えばこんなのはいかがでしょうか。11ページ、どこで盛り込むかといったらやっぱり、国土交通省としては多自然型川づくりで盛り込まなきゃいけないんだろうと思うので、その動植物の生息・生育・繁殖する場の再生の一番最初のポツのところの2行目に、「多自然川づくりを推進すること等により、単に特定の希少種だけを対象とするのではなく、河川が本来有する多様な生物」とでも入れてごまかすか、そして一番下から3行目に「治水や利水の目的のために平準化された川の流況については、多様な生物の生息・生育・繁殖環境を考慮し」というようなことを書き入れて、一番簡単なやり方はその3字ぐらいを入れるといいかなと。それとも、もっと大上段に生物多様性保全の国家戦略に貢献するんだということをガンと書くのか、その辺は事務局でお考えください。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございました。

ほか。では、〇〇委員。

【委員】 今の〇〇先生のことも含めて3点あるんですけども、先ほどの美しい次世代という美しい論争、安全・安心、美しいという話をあちこちで、いろんな委員会で僕もやったことがあって、例えば安心というのはアメニティーだから安らぎでいいんじゃないかというのは結構対案としてあるんだと思うんですけども、語呂が、並びがうまくいかないんですね。「美しい」については、美しい川とは何かというので、ここで河川分科会のとかなり激しい議論を過去やったことがあって、美しいお母さんとはどういうお母さんかという議論で、美人コンテストにみんなで投票してトップになるようなお母さんが美しいお母さんなのか、しわくちゃでも大好きなお母さんが美しいお母さんなのかというので、私はしわくちゃでも大好きなお母さんが美しいと言い張ったんですが。

以前、〇〇さんが鶴見にいらしたころだと思いますけれども、括弧つきの「いい川づくり」というので、その括弧つきのいい川というのは、実は川に関して言えば美しい川という大議論をしたことがあって、それが必ずしも引き継がれていないんですけども、お調べになると、美しいとは何かという議論、河川の分科会でもいろいろやっておりますので役に立つことがあるかわかりませんが、拾っていただくといいかなと。

今の多自然については、僕は生物多様性条約を受けるのか、国家戦略を受けるのかというのは決定的な違いで、私は国家戦略ではなく、生物多様性条約は受けるべきであるが、今、環境省が中心にして推進している国家戦略は非常にまずい計画と僕自身断定しているというか、随分つき合ってきたんですけども、里山、里川、里海とかいう概念になってしまって、ランドスケープの多様性がほとんど全くなってしまって、第2次から落としてしまったんですけども、第1次ときには多自然川づくりのような要素もしっかり国家戦略の中に書き込まれているんですけども、今に書かれていないんですよ。

1998年に、これも鶴見川で関東地方整備局と環境省の自然保護局と、多分、歴史的に意気投合して生物多様性国家戦略を流域で受けるというので、生物多様性の流域計画というのを策定したんですが、これを環境省は国家戦略から外してしまっておりまして、それを外して里山で固まったという経緯があって、河川から今の形の国家戦略に貢献するといっても、国家戦略が受ける形になっておりませんので、ぜひ内容を読んでいただくといんですけども、今、第3番の検討中ですが、第3番の検討においても里山でやると内部のいろいろな情報は断言しておりますので、多自然川づくりを受けられるような計画になっていない。そういう意味で言えば、多自然川づくりが受けられるランドスケープの多

様性を含めたような、本来のそうした概念に立脚した国家戦略に書き直せということをそれこそ、ちょっと乱暴ですけども、国交省から言わないと変わらない。

里山主義と僕は言うんですけども、非常に視野の狭い枠組みで固まっちゃっているんで、だから、そういう意味では、ここにもし書き込むとすれば、生物多様性条約への貢献を意識して、先ほどの〇〇先生のおっしゃることに100%賛成ですけども、国家戦略、今の形には貢献する必要がないと私はちょっと乱暴ですけども思っております。ちょっとお調べになればわかります。

それともう一つ、僕は水辺の多様な——河川環境管理基本計画に絡む内容に実は2つあって、この間の97年の河川法改正のときに、環境については整備、保全と書いてあるんですね。いろいろニュアンスは難しいんですけども、整備というのは利活用、にぎやかにするというふうに解釈されそうです。保全というのは自然なんですけれども、これがなかなか統合されていない。現場へ行くと何が起きているかという、今回の水系の基本計画の策定などに伴って、ある種の高水敷その他のゾーニングは進むんですけども、そのゾーニングのマップに沿って自然の保全回復、あるいは利活用の推進、許認可がしっかり行われるかという、これは極めて現場では難しいことでありまして、許認可に関しては地域のいろいろな人たちの強い圧力で、ここはこうという河川の整備の基本的な都合に合わせた許認可がなかなか難しいという現状があるんですね。

きょう、ここで見せていただいた文章、11ページのところに自然豊かな河川空間の再生に関しては、「河川環境管理基本計画を見直し」とはっきり書いていただいているんですけども、13ページのところには「河川敷地占用許可の条件、判断基準を明示」としか書いてなくて、本来、両方とも河川環境管理基本計画にかかわるような、河川としてはこういう形でここは利用していいけれども、こういう形では利用してほしくないという意図がしっかりするような下地があつていかないと大混乱する。どういう書き方になるのかわかりませんが、次に総合的な河川環境管理の活用、保全管理に関する計画なんのでいうのができるというかなと思っておりますけれども、そういう道筋が両方が、整備、保全と書いてあることがばらばらにならないような記載の仕方をぜひぜひお願いしたいと思っております。

【委員】 〇〇先生の言うこと、全部わかっているんですが、その上で1つ言いますと、僕は国家戦略という言葉はあまり好きじゃないんですね。戦略というのは何か戦争用語みたいでよくないんですが、国家戦略というからには、ちょっと誤解されていると思うんで

すけれども、環境省がやるべきものではないと僕は思っています。戦略として国がやるもの。たまたまそれは環境問題については環境省がそれに近いので音頭をとってやっているというだけで、環境省のものだという認識は、〇〇先生みたいな大家がそういう認識はやめたほうがいいんじゃないですか。

それで、僕、もっと言えば、国家戦略というからには美しい日本なんて言っている安倍さんが記者会見で、生物多様性の保全について大事だから、国家戦略としてやるんだと一言言えば、今みたいに言葉が難しく、それで、国民の2割か3割ぐらいしか浸透してなくて、生物多様性が2割か3割かな、国家戦略になれば二、三%ですよ、知っている人が。そんなことはなくなるんだと僕は思いますけれども、とにかく環境省だけに任せおくからいけないんじゃないですか。逆に……。

【委員】 僕もそういう意見。

【委員】 ああ、同じですか。

【委員】 国家戦略というのは、生物多様性条約の中に金のある——まあ、金のあるとは書いていないですけれども、あれは枠組み条約なので気候変動枠組み条約と全く同じ構造をしていて、数値目標や具体目標は条約に何も書いていないんです。その中に例えば輸入種については、それぞれの国で対応の法律をつくりなさいとかいろいろ書いてあって、中に余裕のある国は、それぞれナショナル・ストラテジーを決めよというのが条約本文にあるんですね。そのナショナル・ストラテジーというのを国家戦略、国民方策でもいいんですけれども、日本国は国家戦略と訳した。その窓口省庁が環境省なんだと思うんですけれども、第1版のときには環境省としてのイニシアチブがなかなかとれませんでしたので、各省庁が持っている生物多様性の保全回復にかかわりそうなことをいっぱい寄せ集めたので、多分、僕、うろ覚えで言うと、多自然型川づくりも入っていたと思うんですけれども、そういう意味ではとてもわかりやすかったんですけれども。

第2版のときにどういうまとめをするかという、実は僕、内部の論争に絡んでいるのでちょっとリアルに腹が立っちゃうんですけれども、生物多様性という概念は本来の用語で言うと、生物の種と遺伝と生態系、ランドスケープの多様性とはっきり書いてある。生物多様性じゃないんです、あれ。生命多様性と訳すのが正しいと僕はずっと言っているんですけれども、ランドスケープの多様性が入っているんです。だから、流域とか丘陵とか、そういう多様性も生物多様性の対象なんですね。それをはっきり入れろというので鶴見でモデル的に98年にしっかりした計画を1回まとめているんです。

その後、それを引き継ぐかどうか、環境省の中で大論議があつて、里山でいけというところが前へ出て、まあ、僕はその当時、流域を活用する環境省の内部の委員会にいたんですけれども、はっきり言えば外れていただきたいというので外れていただいたんです、私。その後、里山しか書き込んでおりませんので、ランドスケープ、消えているんです。だから、熱烈な里山の支持者の学生を鶴見川に連れて行って葦原を見せて、ここは里山かという、里山だと言い切るんですね。僕はちょっと病気だと思っています。すべてを「里」という言葉をつけて、今、里海、里川、里浜、ちょっとやめましょう、これ。でも、環境省の先生たちはそれでいいんですよ。日本の農業とともにある自然の保全が正しい生物多様性だと確信しちゃっていますから。

だから、どこかからやっぱり、もっと防災とか、全然違う、当然、丘なり湿地なり、そういうのが全部入るようなパースペクティブのいい国家戦略にしないと国際的に恥ずかしいよというのは言わなきゃいけないですけれども、従来、言っているのは私1人で、論文を書いたり、本を書いたりしてけんかはしておりますが、全く相手にされない実情で、だから、そういう状況の現状の国家戦略文章への貢献というのは、河川局は要らないだろうと僕は思います。そういうことを言っております。本来、国家のほうにしてほしい。今はそうじゃない。ちょっと立ち入った話をしまして……。

**【分科会長】** いいですか、大体、論争は。

ほかにいかがでしょうか。では、〇〇委員。

**【委員】** 言葉はほんとうにいろいろな解釈があつて難しいなど、いつも扱っていながら思います。1つの言葉でも受け取るほうによっては全く違った解釈の仕方であるもので、川と言えはやさしいけれども、河川と言えばかたくなるみたいな、単純に言えば、そういう感性が持つ受けとめ方って、結構、人それぞれが「治水の原点は何だろうとか」といった場合、それをスラスラと答えられる方は課長さんクラスでも、そうそういないんじゃないかと思われるぐらいに、明快にはまとめられないものです。まして国民的なサイドでいくと、治水の原点を合意でもって、常識化したりこういう治水ですというふうに言葉であらわすのはとても難しいことじゃないかなと思っています。

そういう意味で、まず治水はやっぱり理解してもらおう。国民的な理解を得るということが大事な目的、この策定に付随する要素ではないかと思っています。これが得られない限り、災害に強い国に、もう一つステップアップするのに、ちょっとこの線あたりを基礎固めをしないと、議論をするにも何をするにも、これから必要性がもっと問われるんじゃないか

などと思います。

日本全国、歩いてみますと、川が美しいのは分水嶺がとっても美しいんですね、日本の分水嶺というのが。美しさの中に水を分ける美しさというものがあって、それが水の循環にも通じると思うんですけれども、水の循環はかなり歴史的に日本は先進国だと言ってもいいんじゃないかと思います。その水の循環をどういうふうに次世代まで保っていくかというのも少し見えてきて、はっきり図式にはならなくとも国民的に理解できるようになればいいんじゃないかなと思います。

それから、もう一つ、ほんとうに素朴な疑問なんですけど、さっき〇〇先生が建設省の時代はこうでしたよとご解説くださったので、ああ、なるほどなと思ったんですけれども、こういう立派な計画ができちゃうと、プロセスの部分がわからなくなって、きれいにまとまった法案のみみたいところで受け取る側はそれを認知するという形式になる。プロセスみたいな過程、やっぱり、きょうの資料みたいにつけていただくと非常にわかりやすいんじゃないかなと思います。

以上です。

**【分科会長】** ありがとうございます。

ほか、いかがですか。それでは、〇〇委員。

**【委員】** さっき〇〇先生もおられたというので思い出しましたが、たしか平成12年、建設省、最後の河川審議会の答申で、「安全で美しい国土」という表題だったと思います。それは確かにお母さん美しい論議もやって、美しいというのは主観が入るんじゃないかという後で、僕も、起草委員をやりまして、「美しい」とは地域の文化みたいなものを言っているんじゃないかと。したがって、その地域の文化を取りまとめる上で地域の意見を集約するという手続が大事なんじゃないか、美しいというのはそういうものが入っているんだよということを平成12年12月に答申に書きました。それを読んでいただくと、ちょっと丁寧に書いたつもりです。

それから、その後もたくさん答申が次々と出ています。一昨年は豪雨災害対策、去年が大規模降雨、あの一連の平成16年の台風10個上陸のときに豪雨災害というのを出しましたし、その翌年、ちょうどニューオリンズの破堤のときに大規模降雨というのを出しました。豪雨災害の答申のときに、守るべきところは守ろう。言葉の裏に守れないところもあるよと。それは少子高齢化時代に向かって投資余力がなくなる、しかし、同時に土地利用もそう変貌しないんじゃないか。そうすると、現在の土地利用にあわせた治水対策とい



うのを考えていって、その上で守るべきところは守るとしようじゃないかとまとめました。

というのは、高度成長時代に利根川の氾濫区域にニュータウンがボコボコできた時代とはもう違うので、これまで、常時氾濫地域を全部ニュータウンにしてカラカラにするんだという、金に任せて力任せに治水対策をやってきたけれども、もう時代が違うんじゃないか。守るべきところは守るとというのは、結局、ここに書いてある選択と集中という意味ですね。このときはそれをかなり明確に言ったつもりです。そのときから事情は変わっていないし、その方向に向かっているんじゃないか。「金が足りないよ。もっと治水対策、必要だよ」と騒いでも、そんなに国が豊かでないとすれば、こういうところはしっかり守ろうということを明確にしていっただろうだと思います。

例えば宅地と農地と守る安全度を変えたらどうだというと、途端にあちこち物議を醸している状況ですけれども、しばらく言い続けていく必要があるのかなと私自身は思っています。現にそういうことを現場の担当者も思っているところもあれば、川ばかり眺めて100分の1の安全度を川の中だけで確保しようという感じのところもありますが、いつまでそれが続くのかねと思います。住宅のところでは絶対破堤させない。そのかわりどこかで30年に1回ぐらいあふれるかもしれないというようなつくり方が必要なんじゃないかと私は思っています。

大規模降雨では、今度は連続雨量千何百ミリが降りましたし、ニューオリンズでは大破堤を起こしちゃったと。そうすると、我々は堤防をつくれれば絶対安全だと皆さんに言っているんだけど、アメリカのニューオリンズでもああいう大破堤して、60万人が逃げ出して何か40万人しか戻っていないとかといいますね。アメリカはあれで済むんだけど、我が国はそれで済むのかなと。まあ、自分の身は自分で守れといって政府が放ったらかしておいて、金のないやつは運が悪いで済む社会でないとすれば、何がしかの対応策を考えないかん。極端なことを言ったら、江東三角地帯が破堤したときはどうするのって質問したんですけども、当時、これはうやむやになっちゃいました。

でも、そういうことは考えておく必要が今あるんじゃないか。そのときに少なくとも命だけは守る施策を政府は持っているよということは必要なんじゃないかというのが、その大規模降雨の答申では、自分の身は自分で守れ、しかし、守りやすくするのに国は何をすべきかというのがキーワードだったと僕は思うんです。ただ、あんまりたくさん書いちゃうとぼやけちゃって、何を言いたいのかがわからなくなってきちゃうんですけども、こういう過去の答申を今回どう扱っていくのか。投資余力がなくなった将来へ向かって、最

低限、今何をすべきかということは明確にさせていただきたいなと思います。

それで、3ページなんですけれども、前回、気候変動がいきなり出てきて、私の印象は、皆さん、いきなり気候変動がありますから何とかしないかん、今度の国土形成計画で何とかしないかんというふうに言っているんだとすると、正直言ってインパクトが弱いと思います。ですから、この項目の順序ですけれども、気候変動からいって、河川環境へいって、計画的・戦略的としていますが、この順序が皆さんにインプットされるので、この順序は考えていただいたらどうかなと思います。今まで川を見つめて、川の水をどう氾濫させないかと考えていたんですけども、防御対象を見ながら、ここはどのくらいの安全度で守るという発想のほうから国土を眺める。つまり、国土から眺めた河川にする。今までは河川を見ただけで決めていたのをもう少し視点を変えていっていただいたらどうかなと。そのためきっかけになればいいんじゃないかと思います。

6ページのこのところに「国の責務としての」という非常に重要なことが書いてあるんですけれども、この辺はほかの委員の意見もお聞きしたいと思います。特に前回の河川分科会では大変異例でしたけれども、知事さんの了解が得られないままに河川整備基本方針を決めました。それで、地域の合意が得られないところはやめておけばいいじゃないかという発言もあったのもここに書いてあります。今日、法律家の方が少ないんですけれども、法律面からも聞きたいですね。今、地方分権というお話になっていますけれども、例えばアメリカのニューオーリンズは、住民がそれでいいと言うんだからいいじゃないのという世界になっているのか、我が国は歴史的には国がしっかり守ってやろうという歴史がありました。明治29年の河川法から国の責務とあったものを大転換する時期に来ているのかどうか。国も金がないし、住民が——安全でなくてよいとは言わないんですけども、当分、災害が来ないだろうというので、そういう対策は疎かにしていいよということに向かっていっちゃうのかどうか。今回のこの答申ではすぐには結論を出せないでしょうけれども、長期的に広く皆さんの意見を聞いておくことが必要かなと思います。

河川法の本来から言って、国の基本的責務であると。ところが、国の機関委任事務というやつが外れたと。できるだけすべて地方に、外交と防衛以外は全部地方に渡しちゃっていいんだという流れの中で、こういう災害対策というものはどういう位置づけにあるのか、答申では、まだ書くには時期尚早かもしれませんが、いろいろな事例が出てきているので大いに研究していただく必要があるのかなと。すぐこれに書き込めということではありませんけれども、結構、重要なことをここは言っているなという思いがあります。

それから、9ページの安定的な水利用かな、ほかかもしれないけれども、今まで河川という枠の中の話ばかりしてきましたけれども、水に関してはいろいろな事業があります。水道という事業は厚生省の水道課が持っている予算ですし、下水道は建設省の都市局が持っている予算ですね。これはみんな川を使用しているんですけども、実態はどうかというと、下水道も水道も市町村事業ですね。ですから、見方は、市町村のレベルで物を考えている。これは川というのは利根川の水源から河口まで一貫して流れていて、それを見ているのは実は河川管理者しかないわけです。利根川とか淀川を見ていただければわかりますけれども、例えば京都の下水処理水を大阪の人は飲んでいないかということになっていて、それはそういう下水道とか水道とかという事業の仕組みから、そうならざるを得なかったんですが、国民から見るとどうなんだろうと。

利根川でも群馬県の方は工業用水でも農業用水でもフレッシュな水を使っているけれども、千葉の人は何回使いもした水をやむを得ず飲んでいないかという状況ですね。この水循環——まあ、水循環システムと言えるのかどうかわかりませんが、この水利用者が納得して飲んでいないか。銚子や房総半島の先の人もそれでいいんじゃないかって放っておけるのかなと。この問題は、水道当事者と下水道部局の責任ということになるのか、少なくとも河川行政は非常にかかわりのある仕事で、水道の水源に下水の処理水が入らないようにするという水システム、そういうのは構築する必要があるんじゃないかなと思います。これは初めての発言であります。長期的課題ですけども、比較的短期、人間の健康問題も非常にかかわる話なのです。国の予算も今後どうなっていくのか知りませんが、水に関するシステムを整理される段階では、河川行政から離れたとしても国民から見れば安全な水が蛇口から出てくるというシステムは確保すべきだと思いますので、最終答申の中にはそれを盛り込んでいただきたいと思います。

**【分科会長】**      ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。ご発言ない委員の方、いかがですか。どうぞ。

**【委員】**      11ページの「水辺空間の多様な機能の重視」という文言があるんですけども、この間、私自身、ちょっとストンと落ちなかったのは、水辺空間ではなくて川そのものが持っている機能とか、豊かさとか、そういうことがうまく表現できるといいんじゃないかなと思っていて、それ、こうがいいんじゃないですかと申し上げられないのが恐縮なんですけれども、ちょっとエピソードで。

実は今、日本産のワインが大変力をつけてまいりまして、ワインというと、皆さんご存

じのようにフランスでもドイツでも、それはライン川であり、ロワールであり、それぞれのその川の気候の変動によっていいブドウができて、そこでおいしいワインができるということはよくご存じだと思うんですけども、同じようなことが実は日本でも起こっていて、以前、日本のワインというのはほとんどブドウとか、ブドウジュースを輸入して、それで醸造だけ日本でしているとか、ブレンドしたりということだったんですけども、今、多くのワイナリーや醸造家がブドウの木からきちっと育てるような状況になっている。

観光の面でも、以前はワイナリーめぐりというのと、その醸造所だけをめぐっていたんですけども、最近はブドウ畑と醸造所と両方行くような観光コースもでき上がっている。このブドウ畑のところに行くとき必ず川のお話が出てきて、その川がもたらす霧であったり、もやであったり、そういうものがブドウに大変いい影響を与えて、結果としていい品質のワインができ上がるんだというのを幾つかのワイナリーでお話を聞くことがあります。その辺の川自体が持っている、水辺空間ではなくて川自体が持っている多様な機能というところがどこかで強調できる場面があるといいかなと思っております。

**【分科会長】** ありがとうございます。

ほかは。〇〇委員、どうですか。

**【委員】** 違う視点で、幾つかのこの記述の中でソフト対策の充実による安全の確保というところ、このリアルタイムでの情報提供とか、レーダー雨量予測を活用した予測精度の向上を図るとか、こういう形のもので幾つか記述がなされております。そういう中で以前にも少し述べさせていただきましたが、既存システムの高度利用とか、有効活用とか、早く避難、警報等に対するリアルタイムの予測情報の伝達等によって、少なくとも生命、財産等、特に命のほうについては防御できるようなというスタンスの展開があります。特に既存システムの高度利用の中においてもダムとか、あるいはこういった流域の水位のリアルタイム予測ということに対しまして、やはり一番上位のインプットである降雨の予測情報、あるいは予測そのもの、ある意味では現在も鋭意進められておりますが、さらにそれを強化するというぐらいの姿勢でこのあたりの管理のソフト技術を高めていただきたい。利用面なり活用面からいたしますと、そういうものをさらに強化するというぐらいの文章記述が必要ではないかなということをお少し思ってお話をさせていただきました。

以上でございます。

**【分科会長】** ありがとうございます。

〇〇委員、いかがですか。

【委員】 きょうは特に。

【分科会長】 よろしいですか。

【委員】 はい。

【分科会長】 ○○委員、何かありますか。じゃあ、○○委員、手が挙がっていますから。

【委員】 4ページに4月3日の意見として2つポツ目、「気温が上昇した場合どうなるか、想像力を働かせて対策を実施すべき」ということで、私の発言を拾っていただいたのかと思うんですが、このとき趣旨として何を申し上げたかということ、気温が一般的に上昇した場合に、流域の源流部で何が起こるのか、中流部で何が起こるのか、下流の沖積地で一体何が起こるのか、総合的に国土がどうなるかをよく想像して、その上で対策を考えるとということが河川対策としても必要じゃないかということを上申しました。

ポイントをもう1回言わせていただくと、僕は鶴見川の下流の氾濫地域で育ちましたので、年がら年中おうちが水に浸かっていたんですね。床上はたまたま1回、ひどいのを受けましたけれども、なぜ1回で済んだかということ、私の地域の人たちとうちの母親が賢くて、ちょっと盛土をやった。周りはみんな床上なんだけれども、うちは10センチぐらいで、ストレスでいつも大丈夫なんですね。当時の氾濫常習地域の市民の水が出たときの注意ってどこへ向かうかということ高いところなので、全部が学校、水が出たら学校、いつどいうタイミングで学校に行くか。2階屋、3階屋がなかった時代ですから。今、大雨が起こる。それが例えば暴風雨と合わさる。何が起こるかって、高潮が来るかもしれない、洪水の越流が起こるかもしれない、内水氾濫が起こるかもしれない、沖積地の氾濫を起こしやすいところって、三重の水に襲われるわけですよ。

そのとき、じゃあ、2階屋、3階屋、5階屋、いっぱいビルがあるから安全なのかということ、ドアが閉まっていたらどうするんだと、僕、ほんとう深刻に思います。ここはみんなが逃げて大丈夫という高いところがなければいけないんじゃないか。スーパー堤防みたいなイメージですけれども。で、僕はこの間ちょっと申し上げたかもしれないんですけども、例えばそういう地域で10ヘクタールの集中的な開発があるんだったら、乱暴かもしれないけれども、5ヘクタール掘って、その5ヘクタール掘った土をしっかりと盛土して3メートルぐらい高くして、そのうちの半分ぐらいが容積率を緩和されたやや高めめのビルになるけれども、あと半分はだれが逃げてもいい場所しておく。へこんだところは湧水地として使う。

例えばこれからほんとうに温暖化で雨が厳しくなるんだとすれば、日本国の沖積低地では、そういうことを考えなければどうにもならないような事態があるんだと僕は常々思っているんですね。これは都市計画とか下水とか全部が総合的に対応しなければいけないことですけれども、そういうところをどこかが言わないと、内閣府が勝手にやってくれればいいんですけれども、厳しいなと感じています。河川からそういうことを何かにおわせるとか、しゃべることができるのであれば、ぜひそういう想像力をつけ加えていただきたい。堤防でどうするということろへすぐに行かないで。そういうふうに理解していただかないと、「想像力を働かせて対策を実施すべき」って、何か言わなくてもいいようなことが書いてあるということでもありますので、ぜひそのスペシフィックなところまで立ち入った形で理解していただきたいと思います。

【分科会長】      ありがとうございました。

どうぞ。

【委員】      おくれて申しわけありませんでした。

資料の6ページ目のところですが、国が果たすべき役割の明確化という点について少しご意見を申し上げたいんですが、これを正面から出されるというのは大変いいことだと思いますか、よくぞ言ってくれたという感じなので、もっとどんどん言ってほしいと思います。水害とか土砂災害から国民の生命、財産を守ることは国の基本的責務であるというのは、これは常識に属する話ではないかと思えますけれども、ただ、理念としてはまさにそういうことなんですが、問題は最終的な責任を負うのは国であるんですけれども、実際に責務を果たすについてどういう行政体制をつくるかという次元で議論は多分、分かれてきていて、それを国が直接実施するのか、あるいは都道府県とか市町村を使って、働いてもらって実働部隊をそちらのほうにお願いしてやるのかということは、これは制度論としては二通りあり得るんだろうと思います。

多分、危機管理みたいな話になってくると都道府県レベルでなかなかできない。とりわけ専門性とか、迅速に対応するとかいうことになってくると、おそらく国が直接動くということは理屈上も現実論としても、多分、必要な場面がおそらくあるんだと思うんですね。こういう話というのは、分権の議論がなされて以来ほんとうに封じられている話なんです。大変タイミングが悪くて、地方分権一括法が制定されて分権の仕組みができた途端に、そういう危機管理的な話とか、それから、大規模災害、自然災害についても、不思議なことに分権後に起きて、突然、じゃあ、市町村、やりなさいと言われても市町村じゃ全然で

きませんよと。

お金もないですし、それから、人員もないということが出てきたにもかかわらず、そういう状況があるということがわかっているにもかかわらず、今、もう分権のスローガンに全然対抗できないということで、制度論としてこれを乗り越えるということがなかなかできないでいるんですね。それは非常に歯がゆいことで、結果として、できないことを地方にやらせる。地方にできることは地方に、民間にできることは民間にというのはいいんですけども、できないことも民間に、できないことも地方にやらせるという弊害がどうも目立ってきているところで、私としましては、こういうのをもう少し踏み込んだ形で行政体制としても考えられるということがあっていいと思います。

これは道州制の話ももちろん関係しておりますので、先ほど言った国が直でやるという話と、それから、都道府県以下、あるいは都道府県でなくても道州でもいいんですけども、そういうもので行政体制をどういうふうにするのかというのをぜひ河川としても考えていただきたいと思っています。

関連して、実際、分権のときに権限をほんとうに移譲しちゃったセクションがありますよね。建築とか、都市計画ですね。ああいうところの行政を見ていますと、もうあげちゃったものですから、国としてほんとうに手をこまねいておられて、しかも、関与法定主義ですので、法律がないと實際上、厳密に言うと行政指導もしちゃいけないし、要請することもできないということになってしまっていて、でも、大体、予定調和的に、言うことを聞いてくれるうちは、まあ、何とかということなんだけれども、だんだん分権が進んできますと、まさに意思が、前回の審議会でもそうでしたけれども、国の意見と県の意見が必ずしも一致しないというような場面で、意見が対立した場合にどちらかを優先しておかないと行政が停滞してしまいますので、そこはどちらでもいいから、そこは決断の問題なので、より合理的だという方向にあらかじめ仕組みをつくっておくという必要があるんですね。

そういうことが建築行政でも都市計画行政でもできてなくて、しかも、通知みたいなもので、従前どおり通達を使って行政をやるということをやっているんだけど、通知を出しても都道府県とか、市町村がほんとうに読んでいるかどうかはいま一つ定かではないというところがあって、問題が緊要であればあるほど、国民の立場からすると、ほんとうにちゃんとできているのかというのは、おそらくフォローできていないし、調査したら相当な実態なんじゃないかと思います。そんなこともありますので、河川の場合はそこまでいってなくて、分権的に言うと中央集権的な管理主義をとっておられて、そこは制度的

にアドバンテージがありますし、それから、やっぱり中央集権的な管理というんですか、国が目配りをするという次元の問題ですけれども、そういう仕組みが既にありますので、これを後退させることなどあり得ないですし、それから、より地域の意向みたいなことも聞きながら、しかしながら大事な手綱のところは放さないでいくということが基本的には大事なのかなと思っています。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

ひと当たりいきましたから、このくらいにしましょうか。私も一言だけ、6ページ、「財政的資源と人的資源を国が一元管理し」、これは誤解を招きかねないね、この表現は。気持ちはともかく、ちょっと表現は工夫しましょう。

さあ、ほか、よろしいでしょうか。もう一つ議題がありますので——どうぞ、〇〇委員。

【委員】 13ページの一番最後に「美しい」の後に「品格」というのが入っている。これはおそらく日本橋のことを言っておられるのかなと思って見たんですが、日本橋を返せという、その声を上げようということなんでしょうが、なぜ解きみたいで、説明されないと、ああ、そうかとわからないというのでは、これでは声を上げたことにはならないんじゃないかなと思うんですが、やはり日本橋のことだとわかるようにちゃんと言っておいたほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

【分科会長】 いかがか。ほんとうにこれは日本橋のことですか、事務局の気持ちは。

【事務局】 そこまで想定して書いたものではございませんでしたので。

【分科会長】 でも、何かここは工夫を。

【事務局】 はい。そうさせていただきます。

【分科会長】 さあ、それでは、計画論のほうは、きょうはこのくらいにいたしましょうか。先ほど冒頭に〇〇さんがおっしゃったように、次回、第5回目で骨子をまとめて、これはたしか官房じゃなくて政策局のほうですか、政策局のほうに提出するというようなことになっていくと思いますので、次回をいわば当分科会としては1つの締めくくりの場として考えていきたいと思っておりますので、ご協力をいただきたいと思います。

それでは、第1議題につきましては、本日はこれまでといたしたいと思えます。ご多用の中、出席いただきました専門委員の方々は、今後、治水のほうの議論に入りますので、ご退席いただいて結構かと存じます。ありがとうございました。

(専門委員退席)



【分科会長】 それでは、10分ほど休憩して、さらに再開いたしたいと思います。

(休憩)

(再開)

【事務局】 それでは、次の議題に入らせていただきたいと思います。

議事に先立ちまして、ご報告させていただきます。2番目の議題であります馬淵川水系、庄川水系に係る整備基本方針の策定につきまして、臨時委員として馬淵川水系に関しましては〇〇委員、〇〇委員、庄川水系に関しては〇〇委員、〇〇委員にご出席をお願いいたしまして、それぞれ代理の方にお越しいただいております。

それでは、〇〇分科会長、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

【分科会長】 それでは、再開させていただきます。

臨時委員の方々には遠路ご出席いただきまして、ありがとうございます。

引き続きまして、2番目の議題、馬淵川水系及び庄川水系に係る整備基本方針の策定について議題に供したいと思います。本件は、先般、大臣から社会資本整備審議会会長に付議され、同会長から河川分科会長に付託されたものであります。これを受け、河川分科会として効率的かつ密度の濃い専門的な審議を行うことが必要と判断し、河川分科会運営規則に基づき、当分科会に設置した河川整備基本方針検討小委員会でご審議をいただきました。小委員会での審議の経過及び結果につきまして、〇〇委員長よりご報告をお願いいたします。

【委員】 〇〇でございます。

それでは、馬淵川水系、庄川水系の各河川整備基本方針の審議結果についてご報告いたします。

これらの2水系については、2月23日、3月7日の2回、小委員会を開催いたしました。これは資料3でございます。小委員会には、各河川に詳しい河川工学の専門家、地元の県知事及び地元有識者の方も加わり、地元事情を踏まえた活発な意見交換が交わされ、各河川の整備の方針について議論していただきました。メンバー表は資料3、この資料の4ページでございます。

各水系の河川整備基本方針の概要と審議において、指摘された主要な委員意見とそれらへの対応についてご紹介いたします。まず、馬淵川水系の資料2でございますが、各水系河川整備基本方針(案)の概要の1ページをごらんください。馬淵川水系は、流域面積は2,050平方キロ、幹川流路延長142キロ、想定氾濫区域内人口、約6万人の一級水

系で、下流部には青森県第二の都市、八戸市があり、人口、資産が集中しています。八戸平野を流れる勾配が緩やかな下流部に対して、中上流部は大部分が急勾配で川幅も狭い山間狭窄区間となっております。

基本高水のピーク流量は、これが2ページでしょうか、流量確率手法による検証、既往洪水からの検証等の結果を踏まえ、規定の計画である工事実施基本計画と同様に基準地点大橋において3,500トンとし、洪水調節施設と河道への流量配分は、工事実施基本計画において2,700トン、洪水調節施設で800トンとしていましたが、河道の特性を踏まえた上でできる限り河道で分担するよう検討した結果、河川整備基本方針では河道で3,200トン、これは1ページですね。洪水調節施設で300トンとしています。

山間狭窄部を流下し、自然豊かな河川環境を有する中上流部は、自然環境に影響を与える河道改修等の河川改修は、極力回避することとしています。下流部は多様な魚種が生息する良好な河川環境を維持するとともに、公園等の整備された高水敷のレクリエーション活動の場としての機能を維持することとしています。広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して必要な流量の確保に努めることとしています。また、剣吉地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量はおおむね16トンとし、もって流水の適正な管理、円滑な水利用、河川環境の保全等に資することとしています。

それで、資料3の小委員会報告をごらんください。「河口部において洪水時に河床が変動している可能性があるとのことだが、海岸部も含めた河口部の堆砂形状はどうなっているかとの質問がありました。これについては河口部の港湾区域において土砂がT.P. マイナス1メートルからマイナス2メートルまで堆積傾向で沖側に進行しているが、現時点では流下能力の支障となっていない旨と港湾区域での埋没対策として、港湾部局において浚渫や潜堤建設を実施したとともに、河川管理者・港湾管理者・学識経験者により抜本的な対策を検討中である旨の説明が事務局よりありました。

「河道掘削については、全川にわたる大規模な掘削となるのか、河道形状について説明してほしい」との質問がありました。これについては、基本的に現状の低水路を保持したまま掘削するとともに、自然環境や河道の安定性等への影響をモニタリングし、必要に応じてフィードバックしながら実施する旨の説明が事務局よりありました。「下流部の馬淵大堰の魚道については、回遊魚だけでなく底生魚等も対象とするべきではないか」との意見がありました。これについては、馬淵川大堰の魚道は底生魚も対象に検討し、構造を決

定している旨の説明が事務局よりあり、本文に記載することとしました。

具体的には資料5-1、対比表の11ページ、右側の上から9行目に「シロウオに代表される回遊魚やスナヤツメに代表される底生魚などの生息場所や移動環境に配慮する」と記載しました。

以上が馬淵川水系でございます。

次に、庄川水系についてご説明いたします。資料2の2ページです。庄川は、富山県西部に位置しており、流域面積は1,189平方キロ、幹川流路延長115キロ、想定氾濫区域内人口は約26万人の一級水系で、下流部には富山県第二の都市、高岡市をはじめ、人口、資産が集中、集積しています。河床勾配が上中流部で約100分の1、下流部で200分の1と我が国屈指の急流河川であり、下流域には扇状地が形成され、拡散型の氾濫形態となっており、ひとたび氾濫すると広範囲に甚大な被害が及びます。

基本高水のピーク流量は、流量確率による検証、既往洪水からの検証等の結果を踏まえ、既定の計画である工事实施基本計画と同様に、基準地点、雄神において6,500トンとし、洪水調節施設と河道への流量配分は、工事实施基本計画と同様に河道で5,800トン、洪水調節施設で700トンとしています。洪水調節については、新たな洪水調節施設を整備するとともに、関係機関と調整しながら既存の洪水調節施設の有効利用を図ることとしています。急流河川特有の洪水流の強大なエネルギーから被災を防ぐため、堤防の安全度評価を実施するとともに、それを踏まえ護岸や水制等を整備することとしています。

アユ等の産卵場になっている早瀬、平瀬が連続した環境や礫床を保全するとともに、イチモンジタナゴやトミヨ等の生息場所となっている河道内の池やワンド等、湧水箇所の周辺環境を保全することとしています。広域的かつ合理的な水利用の促進を図るとともに、新たな補給施設を整備するなど、今後とも関係機関と連携して必要な流量を確保するとともに、庄川豪雨地用水下流地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量はおおむね8.4トンとしています。

審議報告は、資料3の小委員会報告の2ページでございます。「小矢部川との河口分離した際に開削した区間の水制については、過去90年間河道の安定に寄与してきたが、今後の維持管理はどのように行っていくか」との質問がありました。これについては、開削部は木工沈床の水制により低水路が安定しているとともに、建設後90年が経過し、良好な水際環境になっていることから、巡視・モニタリングを継続して実施し、被災した場合にも現況と同様に木工沈床により復旧を図ることを基本とする旨の説明が事務局よりあり

ました。

「河川水の伏没・還元と地下水の関係について検討が必要でないか」との意見がありました。これについては、扇状地地形であることから庄川から地下水への供給はあるものの、水田からの涵養量が地下水への影響が大きく、期別の変動はあるものの経年的には大きな変動は認められない旨の説明が事務局よりありました。「発電取水による減水区間については、清流回復の取り組みを進めてほしい」旨の意見がありました。庄川の発電による減水区間については、発電ガイドラインに基づく放流だけでなく、発電事業者の自主的な放流など何らかの形で維持流量が放流されている区間が減水区間全体の54%あり、引き続き清流回復の取り組みを進めていく旨の説明が事務局よりあり、本文に記載することとしました。

具体的には、資料5-2の対比表の9ページ、右側の上から17行目に「関係機関の協力のもと、発電による減水区間の流況の改善を図る」と記載しました。

以上の議論によって河川整備基本方針（案）を取りまとめましたので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明を基礎としながらご意見、ご質問などございましたら発言をお願いしたいと存じますが、慣例により、まず最初に臨時委員の代理の方々からご意見を伺うことができればと思います。北からですが、〇〇委員、いかがでしょうか。

【委員】 〇〇は公務で来れませんので、代わりに、〇〇ですが、よろしく願いします。

本方針に関しては特にありませんので、よろしくご審議をお願いいたします。

【分科会長】 ありがとうございます。

〇〇委員、いかがでしょうか。

【委員】 〇〇は所用によりまして欠席ですので、代理出席しております〇〇と申します。

特にございませんので、よろしくご審議方お願い申し上げます。

【分科会長】 ありがとうございます。

続いて、〇〇委員、いかがでしょう。

【委員】 〇〇の代理で参りました〇〇でございます。

庄川水系の河川整備基本方針につきましては、小委員会で十分審議が尽くされていると

存じ上げますので、内容については特に異存ございません。今後、河川整備計画の策定及び河道整備、ダム建設工事を着実に進めていただくようお願い申し上げます。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

最後に〇〇委員、お願いします。

【委員】 代理で出席しております〇〇と申します。

特に意見はございませんので、よろしくお願いします。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、各委員の皆さんからご自由にご質問なり、ご意見なりどうぞ。では、〇〇委員。

【委員】 ちょっと教えてほしいんですけども、庄川の54%が清流回復に取り組んでいる。結果的には住民から相当好評なものなんですか。発電所をやめた後に発電していた水量を放流するみたいな形に川に流して、とても住民から喜ばれているとか、二、三カ所見ましたけれども、全体としてはどうなんでしょうか。

【分科会長】 先生のほうから。

【委員】 そこまではちょっと承知していません。

【分科会長】 あるいは事務局か、あるいは委員の代理の方々か、今のご質問に何か。

【事務局】 事務局ですけれども、まだ地元で喜ばれているかどうかというところはつかんでおりませんので、また調べた上で後ほど委員のほうにご報告したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

【分科会長】 よろしいでしょうか。はい。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ、〇〇委員。

【委員】 うんと細かいことなんですけれども、〇〇先生もご存じかと思うんですが、馬淵川の基本方針（案）の8ページにシロウオとスナヤツメと書いてあるんですが、これはシラウオではなくて、シロウオでいいんでしょうかね。当然、検討の結果と思うんですけども。何となくシロウオというと中国地方のようなイメージがあるので、僕、ほんとうはハゼ専門だったんですけども、このあたりにいるかなというのがあって、シロウオだとハゼで、シラウオだとサケマスに近いお魚ですね。ちょっと確認してください。多分、大丈夫だと思いますけれども、確認してください。似て非なるお魚です。

【分科会長】 そうですか。では、それは追って確認すると。

【委員】 ただ、確認したかとの御発言なので、確認しておきます。

【分科会長】 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、簡単過ぎて何となく拍子抜けになるけれども、小委員会で十分ご議論なされたことですので、付議案件に対する当分科会の結論を出したいと存じます。ただいまご審議いただきました馬淵川水系及び庄川水系に係る河川整備基本方針の策定につきましては、当分科会として適当と認めることといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ご異議がないものと認めます。ありがとうございました。

それでは、社会資本整備審議会運営規則第8条第2項により分科会の議決は会長が適当と認めるときは審議会の議決とすることができることとされていますので、本件につきましては会長のご承認を得て審議会の議決としたいと思います。

引き続きまして、今後審議予定の一級水系に係る河川整備基本方針について紹介があるとのことですので、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 ○○でございます。お許しをいただいて、座ってご説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料6でございます。今後の河川整備基本方針の策定についてということでございます。こちらに、左側の上に表を載せておりまして、今回、ご説明いたしますのは相模川水系、阿賀野川水系、宮川水系の3水系でございます。こちらにつきましては、場所につきましては、この日本の地図の赤い丸で囲ってあるところでございます。北陸、関東、中部、こちらの地方にある河川でございます。現在、審議中につきましては、この左側の下の表にございますように紫、赤、黄、青におきまして、現在の状況を示している状況でございます。本日は赤いところをご説明いたします。

それでは、次のページをめくっていただきまして、相模川水系からご説明いたします。相模川水系でございますか、まず、流域及び氾濫域の諸元でございますが、流域面積は1,680平方キロメートル、主な市町村は厚木市、平塚市でございます。想定氾濫区域の人口は約30万人ということでございます。真ん中に流域図を載せております。ごらんいただくとわかりますように、富士山から流れてまいりまして、富士箱根伊豆国立公園やいろいろな公園がございまして、こういった自然豊かなところを流れまして厚木、ここが基準点でございますが、厚木を経て相模湾に流れている河川でございます。

これまでの工事実施基本計画でございますが、こちらの基本高水のピーク流量、これが1万100トン、厚木でございます。計画高水流量は7,300トンという河川でございます。それから、その下に地形・河川特性及び降雨量とございますが、中流部の地形、城山ダムから厚木につきましては河岸段丘や丘陵地でございます。厚木からの河口は平地になっておりまして、市街地が発達している。年間の降水量は約1,800ミリ、大体、日本の平均に近いところでございます。土地利用状況でございますが、流域の約80%が山地でございます。市街地は約10%、これは下流部に集中しております。

次、右側にまいります。主な洪水被害、明治40年の8月台風によりまして甚大な被害が出ております。それ以後、あまり大きな洪水は実は出ておりません。しかし、昭和57年、これには2回、台風がございまして甚大な被害も発生しているような状況でございます。

次は、右側の上のほうに治水対策というのがございますが、現在の治水対策で主なものをご紹介します。流下能力の向上を図るために相模川と中津川、小鮎川、この3川が合流するところがございまして、こちらで河道を非常に大きく掘削をして広げております。こういった大きな事業を今やっております。それから、ダムにつきましては城山ダムや宮ヶ瀬ダムを建設してまいりました。

次に下にまいります。河川水の利用。こちらは神奈川県約6割の水道用水を供給しております。特にダムが下に絵がございまして、4つございまして、この4つのダムのうち、宮ヶ瀬ダム、これは貯水容量、つまり、ポケットは大きいんですが、集水面積は小さい。それから、相模ダムと城山ダム、こちらは貯水容量は小さいんですけども、集水面積が大きい。こういった特徴を持っておりまして、この特徴をうまく生かして有効活用をしよう。大きなポケットを持っている宮ヶ瀬ダムに集水面積が大きいところから導水路で水を入れて、そこに貯めた水をまた使う。導水路を使った連結をした形での総合的な水運用を実施しているというのがここの特徴でございます。

次に右にまいりますと河川環境でございますが、富士山に降った雨、これが伏流水となりまして、富士五湖や忍野八海という池がございまして、こういった観光名所がございまして。また、中・下流部では礫河原が形成されておりまして、河原特有のカワラノギク等の植物が生育しております。また、ここがアユの産卵場となっております。全国有数のアユの漁獲量を要する川でございます。

次、めくっていただきまして、阿賀野川水系のご説明をさせていただきます。まず、流

域及び氾濫域の諸元でございます。流域面積は7,710平方キロメートル、主な市町村は新潟市や会津若松市でございます。想定氾濫区域内人口は約70万人ということでございます。真ん中に流域図がございます。この上流側が実は福島県でございます。こちらは河川の名前を阿賀川と申します。下流、新潟県になりますと阿賀野川と呼ばれております。同一の河川が2つの名前と呼ばれているという川でございます。上流のほうには日橋川という川がございまして、その日橋川に猪苗代湖という大きな湖がございます。これは見ていただくとわかりますが、大きな湖が入っております。会津の上でございます。

また、左側のほうに只見川という川がございまして、こちらにはあの有名な尾瀬沼が流域の中でございます。こちら、下流のほうには越後平野がございまして、新潟市でございます。上流にはさっき申し上げました会津若松盆地がありまして、会津若松市、また、磐梯山もございます。こちらの左側のほうですけれども、さっき言った只見川、こちらは豪雪地帯でございまして、雪解け水が非常に多い。豊富な水量を使いまして奥只見ダムなど我が国の水力発電、資源の宝庫になっております。

ここの工事实施基本計画でございますが、基本高水ピーク流量、これは一番下流の馬下というところ、こちらで見ますと1万5,500トン、計画高水流量は1万3,000トン、非常に大きな流量が出る河川でございます。地形・河川特性及び降雨量でございますが、地形としましては、下流は先ほど申しました越後平野、上流は会津盆地になっております。そして、先ほども申し上げましたように全国有数の豊富な水量、水量では全国第2位でございます。年間降水量は越後平野で約2,000ミリ、只見地方で約3,000ミリ、会津地方は約1,300ミリと、こちらはちょっと少ない状況でございます。土地利用の状況でございますが、流域の約80%が山地でございます。約10%が田畑、宅地等は約3%になっております。

次に、主な洪水被害でございますが、こちらは過去から多くの被害が発生しております。特に大正2年の8月、この洪水をきっかけに第1期の改修工事に入ったということでございます。

では、今の治水対策でございますが、これは右上に書いてございます。上流部、こちらでの治水対策でございますが、写真を入れておりますけれども、狭窄部の改修を行っております。山間蛇行区間を捷水路といいましてショートカットをいたしまして、その河道を今、段階的に広げている事業を行っております。それによりまして流下能力を上げているということをやっております。それから、下でございますが、阿賀野川の総合開発事業に



よりまして大川ダムというものをつくってまいりました。

次が下流側でございますが、下流側は水衝部対策、これは洗掘の進行を防止するため水制工等を実施しております。こちらにベーン工と書いておりますが、これが水制工のような形で水の流れを緩くし、また整えていくという、こういった機能を果たしながら深掘れ、川底が掘れていくということを防いでいるわけでございます。

それから、下でございますが、早出川の捷水路、これは支川でございます。こちらも蛇行しているところをショートカットいたしまして川幅を広げている。こういった事業を行っております。

河川環境でございますが、上流部の会津盆地、こちらでは河道内に礫河原とヤナギ林、こういったものが生育しております。また、湧水も見られまして、そこには陸封型のイトヨ等が生息している。環境としても非常によいところでございます。下流部の越後平野では、川幅が非常に広くて最大1,000メートルの川でございます。大きく蛇行して流れている。湿地にはヨシ群落、ヤナギ林等が分布しておりまして、水域にはウケクチウグイやアユ等が生息しているという状況でございます。

次のページをめくっていただきたいと思えます。宮川水系でございます。こちらは流域及び氾濫域の諸元といたしまして、流域面積は920平方キロ、主な市町村は伊勢市でございます。想定氾濫区域内人口は約12万人となっております。真ん中に流域図を載っております。ここの特徴は、源流にまず大台ヶ原、これは日本屈指の多雨地帯でございますが、大台ヶ原でございます。過去に日雨量で1,000ミリ超を記録しているという豪雨地帯になっているということでございます。下流に行きますと伊勢市がございまして、宮川、五十鈴川、勢田川が合流している。有名な五十鈴川、伊勢神宮はこちらにございませぬ。

こちらの計画でございますが、工事実施基本計画、これは基本高水のピーク流量8,400トン、岩出地点となっております。計画高水流量は7,600トンとなっております。

地形・河川特性及び降雨量でございますが、河口付近は、先ほど申しました伊勢市等の市街地のある有堤区間、堤防のある区間でございます。中流部に至りますと河岸段丘が発達しておりまして、掘込の河道になっているということでございます。年間の降水量でございますが、上流域では約3,400ミリ、中下流域におきましても2,000から2,500ミリと雨が深い地域でございます。土地利用状況でございますが、流域の約90%が山地等となっております。

主な洪水被害でございますが、昭和49年7月7日、七夕災害におきまして支川勢田川が氾濫しまして甚大な被害が発生しております。近年では平成16年9月の秋雨前線及び台風21号によりまして甚大な被害が発生しているという状況でございます。こちらの治水対策でございますが、今申し上げました七夕災害で勢田川の防潮水門・排水機場をやっております。これは直轄河川事業、激甚災害対策特別事業が創設され、最初の適用ということになっております。

また、途中、宮川ダムですね。これは昭和32年5月に完成しております。また、近年の災害でございます平成16年9月洪水を受けまして床上浸水対策特別緊急事業や堤防整備、河道掘削等を今実施しているという状況でございます。

河川環境でございますが、上流は国指定の天然記念物「大杉谷」等の特徴的な溪谷景観が形成されているということでございます。中下流におきましては、瀬、淵構造がはっきりしておりまして、アユの産卵床がございます。また、河口部には干潟があると。シギ・チドリやカニ類が生息しているということでございます。先ほど申し上げました伊勢神宮がこの流域にあるということで特徴的な川でございます。

以上、簡単でございますが、ご説明いたしました。

**【分科会長】** ありがとうございます。

何かご質問などございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これで終わりにいたしますが、最後に本日の議事録につきましては、内容について各委員の確認を得た後、発言者、氏名を除いて官房広報課及びインターネットにおいて一般に公開することといたします。

以上で本日の議題は終了いたしましたので、会を終了させていただきます。

**【事務局】** ありがとうございます。

なお、お手元の資料につきまして、郵送ご希望の方は後日郵送させていただきます。そのまま席にお残しいただければと思います。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —